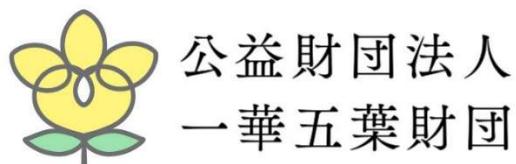


2024年度 事業計画書
(2024年8月1日～2025年7月31日)



1.基本方針

(1) 児童の福祉向上

児童養護施設等は、家庭の事情や問題により親元から離れて生活している子供たちのための施設である。当財団は助成金を通じ、施設の設備改善や教育・医療・福祉サービスの向上などを通じて、児童の福祉を向上させることを目的とする。

(2) 心身の健全な成長支援

児童養護施設等で生活している子供たちは、家庭環境の変化やストレスを抱えることがあり、当財団は助成金を通じ、心身の健全な成長をサポートするためのプログラムや活動を充実させることを目指す。

(3) 教育支援

児童養護施設等で生活する子供たちの教育を支援することも重要な目的であり、当財団は助成金を通じ、学習環境の整備や学習支援プログラムの充実、及び進学・就職支援などの活動を充実させることを目指す。

(4) 透明性と公正性の確保

公益法人に求められるガバナンス体制を構築し、奨学金の選考プロセスは透明性と公正性を重視し行う。社会の信頼を得た永続的な活動を行う。

2.事業活動

(1) 児童養護施設等に入所し生活する子ども達に対する助成事業

当財団の主な目的は、児童養護施設等で生活している子供たちに通ずる支援であり、これらの施設は、保護者のいない子供たちや虐待やネグレクトの被害者など、困難な状況に置かれた児童を受け入れている。当財団は助成金の交付を通じ、彼らの生活環境を改善し、彼らが健康に成長し、幸福な生活を送ることを支援することを目的とする。

(1-1) 事業内容

児童養護施設等が、子ども達のための教育活動として、助成対象期間内に実施される設備等の購入や活動の費用を、福祉施設に助成する。

(1-2) 助成対象事業

児童養護施設等が、児童の生活環境の充実と、助成対象期間内に実施される生活環境に必要とされる設備等の購入や活動の費用で、当財団以外から重複して補助金や助成金の受給を受けていない又は受給を予定していない事業を対象とする。

例)・教育用のパソコンや情報通信機器の導入費用

(1-3) 助成対象施設

児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、児童家庭支援センター

(1-4) 助成金額

交付する助成金の限度額は、施設の規模に応じて変動するが上限は50万円とし、1施設に対する助成は、助成対象期間内において1回とする。各施設への助成金は、選考委員会での選定を経て当財団理事会の決議により決定する。

(1-5) 助成件数

事業予算の範囲内で1件上限50万円とし、年間10件を予定。但し、助成額により上限は変動することがある。

(1-6) 助成対象期間

助成対象期間は、2024年8月1日から2025年7月31日までとする。

(1-7) 助成金の交付

助成対象事業に決定した後、指定の銀行口座に助成金の振り込みを行う。

(1-8) 応募・周知方法

- ・周知方法：財団HPへの掲載、国内の児童養護施設等に応募要項を案内し周知する。
- ・応募方法：毎年1回とし、当財団ホームページの掲載により募集を行う。

(1-9) 選考スケジュール

2024年10月1日より11月30日までを申請期間とし、応募順に事務局にて書類内容の確認を行い、12月上旬に選考委員会にて選考を行い、理事会にて助成先を決定し2025年1月に助成金を交付する。

(1-10) 結果通知

選考結果については、事務局より文書にて申請施設に通知を行う。

(2) 活動報告

助成を受けた施設等からの完了報告を当財団のホームページに掲載することにより周知し更に当財団の活動報告とする。

以上